

条件変更対応保証制度の概要

平成 21 年
12 月 15 日
取り扱い
開始

ご利用いただける方

申込時点において、公的金融（日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会）を利用されていない中小企業の方。実質的にこれと同様であるとみなせる場合（※）を含みます。

（※）公的金融の利用が一時的なものや総借入に占める公的金融の割合が非常に小さい場合など。

制度概要

☆申込受付機関は、金融機関のみです

（注1）

- | | |
|------------|--|
| (1) 保証限度額 | 2 億 8,000 万円（組合等の場合は 4 億 8,000 万円）
ただし、借換対象となる借入の元本残高を限度とします。 |
| (2) 保証形式 | 個別保証のみ |
| (3) 保証割合 | 40% |
| (4) 保証期間 | 最長 3 年（期間延長を含む） |
| (5) 信用保証料率 | 借入金額に対し 0.88%（保証金額に対し 2.20%） |
| (6) 対象資金 | 借換対象借入の元本残高の決済資金に限ります。
なお借換対象借入は事業資金であることを要します。 |
| (7) 返済方法 | 一括返済または分割返済 |
| (8) 貸付金利 | 金融機関所定の利率 |
| (9) 担保・保証人 | 原則として借換対象借入に係る担保・保証人と同一の条件 |
| (10) 添付資料 | 保証協会所定の申込書類のほか、以下の資料が必要です
①条件変更対応保証制度を利用されるお客さまへ
②借換依頼書 ③返済条件説明書
④経営改善計画書 ⑤金利説明書
*この他必要に応じ書類をお願いすることがあります。 |

（注2）

（注1） 融資限度額は、7 億円（組合の場合 12 億円）となります。

（注2） ③⑤の資料は金融機関にご用意いただく資料です。

☆平成 23 年 3 月 31 日までにお手続きいただくことが必要です。

★融資・保証については、当協会および金融機関等による審査の結果、ご希望に添えないことがありますのでご了承ください。

本制度は、お取引のある金融機関を通じてお申込みください。

〈お問い合わせ先〉

◆本制度全般について…企画課（TEL03-3272-3006）、保証統括課（TEL03-3272-3081）

◆本制度の保証相談・申込…再生支援センター（TEL03-3272-3084）

当協会ご利用中のお客さまの保証申込・相談は本支店保証課、保証付借入の返済方法変更等については、条件変更課窓口にてご相談を承っております。当協会相談担当窓口は、ホームページにてご案内しております。



東京信用保証協会

URL:<http://www.cgc-tokyo.or.jp>